

### (3) 防災再開発促進地区の区域内にある土地等の交換等の場合の特例措置の 拡充

密集市街地における道路、公園等の公共施設の整備を図り、その解消を促進するため、防災再開発促進地区内の一定の区域を指定し、地方公共団体等による公共施設用地やその代替地の先行取得及び取得した土地の交換を通じた敷地の集約化を推進することとし、これを支援するための特例措置を講ずる。

○地方公共団体等に土地等を譲渡する者に係る特例措置の拡充

- ・ 譲渡所得に対する1500万円特別控除。(所得税・法人税・住民税)

○地方公共団体等と土地等を交換する者に係る特例措置の拡充

- ・ 80%課税繰延べ。(所得税・法人税)
- ・ 所有権の移転登記の税率を25/1000に軽減。(登録免許税)
- ・ 不動産取得税の課税標準の5分の1控除。(不動産取得税)
- ・ 特別土地保有税(取得分)の税額を3分の1に軽減。(特別土地保有税)

○防災街区整備推進機構に係る特例措置の拡充

- ・ 以下の特例措置の適用対象を防災再開発促進地区内の一定の区域における道路、公園等の整備に資する土地に拡大する。
  - －防災街区整備推進機構に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用。(所得税・住民税)
  - －防災街区整備推進機構が取得し、保有する土地に係る特別土地保有税の税額を3分の2に軽減。(特別土地保有税)

防災再開発促進地区：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき防災再開発方針において定められる、密集市街地の土地の区域内の各街区について防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区。

防災街区整備推進機構：防災街区の整備の事業を促進するため、市町村長が「まちづくり公社」などを防災街区整備推進機構として指定し、同機構は事業を行う者に対する情報の提供、事業用地の先行取得、防災街区の整備事業等を行う。

### (4) 日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業により取得した家屋又は償却資産に係る特例措置の延長

国鉄長期債務の償還を推進するため、日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業により取得した家屋又は償却資産に係る特例措置の適用期限を延長する。

○登録免許税：所有権移転登記の非課税

○固定資産税・都市計画税：旧資産価格の1/2を控除